

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 若楠

社会福祉法人若楠は、昭和52年5月に設立してから40年を迎える。その間、社会の要請や地域の期待に応え、7つの拠点を持つ大きな法人となってきた。

各事業所においては法人理念からぶれることなく、利用者・保護者・職員の満足度を高める運営を推進していく。

また、外部では社会福祉法人制度改革に対応していくとともに、地域社会に信頼される安定した組織を構築する。

I 若楠の創立基本理念

「入園者中心主義」 利用者の幸せを中心に物事を考え、推進していく。

「開かれた施設」 地域の皆さんと協働し、地域と利用者との有機的な関係づくりに努めるとともに、必要とされる施設を目指す。

「若楠ファミリー」 入園者・利用者、家族、職員が三位一体となる家族愛。感謝と思いやりを大切に、相互に支え合う社会の創造を追求する。

II 運営方針

- 1 地域のニーズに応える福祉事業の実践と強化
- 2 社会福祉法人制度改革への適切な対応
- 3 法人理念を根幹とする人材の採用と育成
- 4 事業計画に沿った質の高い安心・安全なサービスの提供

III 本部事務局の事業計画

- 1 利用者・保護者の満足度に繋がる後方支援
 - 総務事務の効率化
 - 正確な労務事務の実行
 - 報告会の実施
 - ・ 中間業績報告会
 - ・ 事業計画説明会
- 2 適正な会計処理と法人資産の適正管理・運用の徹底
 - 会計監査人制度の開始
 - 法人運営上の分析能力の向上
- 3 採用・人材育成
 - 採用について年間の動きの見直し、積極的な情報提供と活発な採用活動の実行

- 法人研修による人材育成
 - ・ 新規採用者研修
 - ・ 1年経過者研修
 - ・ リーダー研修
 - ・ 課長研修

- 4 安心して働ける福利厚生事業の充実
 - 健康診断、予防接種、退職共済、法人懇親会等
 - 安全衛生委員会（メンタルヘルスの管理）

- 5 年間行事の実施（法人主要行事は以下のとおり）
 - 4月）新年度会および入社式
 - 5月）若楠創立40周年記念式典
 - 1月）新年挨拶の会
 - 2月）法人ボランティア懇親会

- 6 評議員会・理事会の開催
 - 評議員会
 - ・ 6月（定時評議員会 決算・前年度事業報告等）

 - 理事会 定例会議 年4回
 - ・ 6月（決算・前年度事業報告等）
 - ・ 9月（中間事業報告等）
 - ・ 12月（補正予算・意見交換会等）
 - ・ 3月（事業計画・予算等）

療育医療センター 若楠療育園

I 目 的

若楠療育園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、地域の期待と利用者ニーズに真摯に向き合い、また、地域の皆様と共に手を携え、地域貢献に努めていく。

さらには、重度の障害を持たれる入園者、在宅障害児者の幸せづくりに、組織力を高め一丸となり邁進していく。

II 事業方針

- 1 10対1の看護体制および各事業の適切な配置基準を維持し、医療・看護・療育の充実を図る。
- 2 短期入所等の地域福祉サービスを拡大するとともに、超重症児など重度の障害児者（人工呼吸器の利用者を含む）を含めた施設利用者の増加を図る。
- 3 各種個別支援計画のもと、利用者への快適で適正なサービス（看護・生活支援・療育・リハビリ）を行う。
- 4 各課の専門性を駆使し、連携を図りながら利用者ニーズに対応した支援を行う。
- 5 地域の障害児者、法人内施設利用者等への外来診療（歯科を含む）を積極的に行う。
- 6 年齢、障害程度、機能低下を踏まえた安心・安全で食べやすい食事の開発と提供に努める。
- 7 相談業務の充実を図り、相談者にとって適切な福祉サービスへ繋げていく。
- 8 コストを意識した事務運営に努め、安定的な施設運営を図る。
- 9 保護者とのさらなる信頼関係を構築する。

III 事業計画

1 医療部

1) 入所部門

- イ) 入園者個々に応じた適切かつ丁寧な医療看護介護の実施
- ロ) 院内感染の予防と対応および事故防止対策の徹底
- ハ) 合併症を罹患した利用者への適切な対応と治療
- ニ) 重症者（超・準重症児）への医療看護介護力の強化
- ホ) 高度医療（人工呼吸器など）へのより積極的な取り組み
- ヘ) N I C U退院児等の重度障害児の積極的な受け入れ
- ト) 高齢入園者への安全・安心な生活の向上に向けた対応強化
- チ) 終末期に対しては、利用者・家族・職員三者相互の共通認識が得られるよう努力する
- リ) 強度行動障害への取り組みの強化
- ヌ) 積極的な短期入所支援

2) 外来部門

イ) 発達外来（佐賀県東部地区における児童発達支援の拠点機関としての役割）

- ・知的能力障害、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症など神経発達症の検査・診断・治療の実施
- ・療育が必要な児に対しては、リハビリテーション部門、心理部門、児童発達支援部門、子育て支援センター、総合相談室等と連携・情報交換を行い、医療・福祉両面から適切な支援体制を構築
- ・脳性麻痺など身体障害・重複障害児者に対して在宅医療支援やリハビリテーションの実施
- ・特別児童扶養手当、自立支援医療、精神保健福祉手帳等の診断書・意見書の作成
- ・不登校、緘黙、PTSDなど心理的サポートが必要な児童へのカウンセリングや遊戯療法の実施
- ・小児外科、リハビリテーション科の専門外来の実施

ロ) 一般外来（小児科・内科・神経科・精神科）

- ・法人内施設利用者の積極的な外来診療の実施
- ・障害の有無を問わず地域の一次医療機関（総合診療）としての役割の遂行
- ・定期予防接種、臨沂予防接種、乳児健診、ハイリスク乳児に対するシナジス接種の実施
- ・感染症流行時の予防も含めた対応の実施
- ・医薬品の情報提供と服薬指導の実施

3) 歯科

イ) 利用者のニーズに合った良質なサービスの提供

- ・入所利用者の口腔ケアの評価
- ・青葉園、若木園利用者の口腔内状況の把握と評価
- ・外来受診予約の適切化と円滑な治療の提供
- ・わかりやすい歯科診療計画の提供

ロ) 地域障害者歯科における中核施設を目指す

- ・2次医療機関と同等な専門性の高い、患者中心の歯科医療の提供
- ・地域の歯科医療施設、歯科医師会等と連携
- ・スタッフの知識、技術のレベルアップ
- ・専門性を高めるための研修会や学術集会への参加
- ・日本障害者歯科学会認定歯科衛生士の育成
- ・病院歯科を標ぼうするための基礎作り

ハ) 感染症予防対策への対応

- ・標準的感染予防策（スタンダードプリコーション）の拡充
- ・診療室の整理・整頓

ニ) 各部門と連携強化

- ・医師、リハビリ、生活棟スタッフへの情報共有
- ・青葉園、若木園との情報の共有

4) リハビリテーション課

イ) 専門性の向上と役割分担の明確化

- ・「粗大運動・疼痛・呼吸機能」分野の評価と対応（理学療法、以下PT）
- ・「福祉用具・日常生活動作」分野の評価と対応（作業療法、以下OT）
- ・「摂食嚥下・コミュニケーション」分野の評価と対応（言語聴覚療法、以下ST）
- ・「心理検査・知能検査・心理相談」の実施（心理療法、以下CP）
- ・課題テーマの学習、研修参加（「新生児期発達(PT)」「就労技能・身辺自立(OT)」「ソーシャルスキル～自己認知(ST)」）

- ロ) 児童発達支援センター業務の安定化
 - ・安全で効率的、継続しうるサービス体制の構築と試行
 - ・外部発信に向けた準備と実施（学会発表、講師派遣）
 - ・教育機関、行政機関ニーズへの対応（各種相談、講師派遣）
- ハ) 利用者、保護者との信頼関係の構築と維持
 - ・利用者ニーズを中心においた支援プログラムの提示と経過報告の実施
- ニ) 法人内施設ニーズへの対応
 - ・継続しうるサービス提供体制の構築と提供

5) 栄養課

- イ) 業務の見直し
 - ・厨房内の衛生管理の改善
 - ・調理師（員）による、食事介助実習を積極的取り組み
 - ・利用者の機能や発達に合わせた食事の提供
 - ・作業マニュアルの徹底及び職員のスキルアップ
- ロ) 栄養管理計画の実施・評価
 - ・6月計画・12月評価実施
 - ・他職種との連携
- ハ) 災害時の対策と対応
 - ・備蓄の見直しと災害時の献立作成
 - ・有事を前提とした備蓄倉庫の配置および整理

2 入所支援部

1) 看護課

- イ) 10対1の看護体制の継続と看護・介護サービスの安定化
 - ・実習生の受入を通し、重心看護・介護の魅力を発信し、看護師・介護士確保に繋げる
 - ・看護記録（SOAP）と継続した看護の展開による質の向上
 - ・研修会参加や勉強会の計画実施による職員のスキルアップ
- ロ) 短期入所サービスの充実と利用拡大を図る（1日3名）
 - ・ケースワーカーの配置による計画的な利用者の受入れを実施
 - ・新規利用者の拡充
 - ・重度の利用者の方を筆頭に安心、安全なケアの実施
- ハ) 感染防止・医療安全対策の強化
 - ・KYTの実施等による危機管理意識の向上
 - ・定期的なラウンドやポスター掲示での意識向上及および予防対策の徹底
- ニ) ユニットケアの充実を図る
 - ・利用者個々の生活を大切にしたい安心・安全・快適なサービスの実施
 - ・家庭的な温かみのあるケアを行う
 - ・保護者との信頼関係を構築する

2) 生活支援課

- イ) 適切な個別支援計画の作成と実施及び他職種との連携
- ロ) ユニットケアの充実
 - ・ユニット活動の計画と実施及びユニット独自の活動の展開
- ハ) 職員のスキルアップ
 - ・創意工夫力、企画力の強化、専門的知識取得のための研修参加、勉強会の開催
 - ・業務内容の見直しと効率化
- ニ) 保護者との信頼関係の構築

- ・密なる情報交換と適切かつ迅速な対応による安心感の提供
- ホ) 新規ボランティアの発掘とコーディネート強化

3 地域支援部

1) 地域支援課

- イ) 各事業の安定的な運営と新規利用者の確保
 - ロ) 個別支援計画、居宅支援計画等の計画書の適切な作成および実施
 - ハ) 職員の専門的知識および支援技術のスキルアップ
- 二) ニーズに応じた療育の展開
- ホ) 各部署および関係機関との情報の共有及び連携
 - ヘ) 保護者との信頼関係の構築および相談支援の強化
 - ト) コミュニケーション力の向上および接遇マナーの強化

2) 総合相談室

- イ) 適切なサービス利用ができる計画相談支援、障害児相談支援の作成
 - ロ) 各種協議会や事業所、関係機関との連絡を密にした連携の強化
 - ハ) 療育等支援事業の適格な運営と内容の充実
- 二) 職員の相談における知識理解スキルアップ

4 事務部

1) 事務課

- イ) 事務課としての役割の強化
 - ・正確な事務処理と情報提供
 - ・検索しやすさを意識した書類管理およびデータ管理
 - ・専門性を高めるための研修への参加
 - ・親切丁寧かつ的確な窓口対応
 - ロ) 業務効率化のさらなる徹底
 - ・職員の協力体制強化のための属人的な業務の見直しと業務改善の推進
 - ・時間内の業務終了の目標設定と実行
- 二) 良好な職場環境の提供
- ・良好な施設設備の整備
 - ・メンタルヘルス室活用の推進

若楠児童発達支援センター

I 目 的

若楠児童発達支援センターは、社会福祉法人若楠の理念のもと、身近な地域の障がい児支援の拠点施設としての役割を果たす。さらには、地域特性を含めて、障がい児に限らず様々な角度から子育て支援事業も行い、地域貢献に努めていく。

II 事業方針

- 1 地域の健常児や障がい児、家族の個々のニーズに対し、適切な支援を実施する。
- 2 地域の障がい児を預かる施設への支援とネットワーク強化を図る。
- 3 地域の特性をふまえて、障がい児・健常児の共生の場として（育児不安を含めた支援体制）の拠点となる施設づくりを行う。
- 4 地域の心理、発達グレーゾーンの児のための支援と、子育てに不安を抱える家族および保育関係・学校等への具体的なアプローチ・支援を実践する。
- 5 事業の適切な配置基準を維持し、安定的な事業運営を図る。

III 事業計画

1 子ども・子育て支援事業

- 1) 小規模型事業所内託児所（わかくす託児所）
 - イ) 地域、従業員の子ども達を安全・安全にお預かりする。
 - ロ) 個々の子どもの年齢等に合わせた保育を行い、成長発達を促す。
 - ハ) ご家族との信頼関係を築き、必要に応じて家族支援を行う。
- 2) 地域子育て支援拠点事業（どんぐりセンター若楠）
 - イ) 母親、ご家族等の育児不安への相談対応
 - ロ) 療育・障がい児のみでなく、健常児との共生の場の確立
 - ハ) 子育てセミナー（月1回）子育て応援セミナー（年1回）の実践
 - ニ) タッチケア教室の実施

2 若楠児童発達支援センター

- 1) 児童発達支援センター
 - イ) 適切な配置基準と安定的な運営
 - ロ) 母子通園事業の開始
 - ハ) 放課後等デイサービスガイドラインの策定
 - 二) 療育参観、不定期での親子療育の実施
 - ホ) 保育所等訪問支援等による関係機関、幼保・小学校との連携の強化
 - ヘ) 就学相談会・歯科講義の開催
 - ト) 職員の指導力及び専門性のスキルアップ

若 木 園

I 目 的

法人の理念を踏まえ、地域に役に立つ障害者支援施設を目指す。施設の役割を活かし地域の障害者福祉ニーズの実現に努める。利用者の意向・人権を尊重し、社会的自立と社会参加ができるよう真摯に励まし、支援する。医療・介護ケアを必要とする入園者、重い行動障害や自閉症の入園者へのきめ細かな配慮を行い、安定した生活ができるよう支援する。また、地域ニーズの高度化に対応する体制づくりのため、相談機能の強化を図る。

II 事業方針

- 1 入園者の高齢化、障害特性（自閉症、行動障害）に配慮し、個人の尊厳とプライバシー保護、安全性確保を最優先して、行き届いた介護サービスを提供する。併せて通所系の生活介護事業・放課後等デイサービスおよび短期入所の利用促進を図る。
- 2 障害者支援施設「生活介護事業90名」と「施設入所支援70名」および「短期入所」を核に施設サービスを実施する。新たに重度知的障害者支援施設として加算対象となる適した人員体制とし、健康・介護・行動援護面での個別支援の充実を図る。また、本人・家族の意向を踏まえ、その方に適した暮らしの場への移行を促進する。
夜間職員4人体制（宿直を除く）を実施し夜間帯での事故防止に努める。
- 3 通所部門（生活介護20名・日中一時支援事業）の充実を図り在宅障害者の切実なニーズに応える。放課後等デイサービス事業を安定した事業展開を行う。
- 4 在宅障害者の相談窓口としての機能強化、市町村及び計画相談事業所など、関係機関との調整・連携を図る。
- 5 障害者虐待防止法の理解と実際の取り組み(学習会等)成年後見人制度活用。
- 6 危機管理として、安全事故防止（交通安全）・虐待防止・防火管理・感染症・防犯対策を徹底する。特に、発作・機能低下による転倒、骨折、怪我、誤嚥、薬に関する事故の軽減等の対策を図る。
- 7 利用者の代弁者である保護者との意思疎通と信頼関係を図る。（美化作業3回実施）
- 8 集団・個別援助技術を活かした支援を行う。特に、サービス管理責任者を中心に個別支援計画策定・実施・評価を確実に実施し、利用者のサービス向上を図る。利用者のエンパワーメントを引き出す支援を行う。また、重度障害者の行動面での軽減を図るため、医療と連携しながら様々な試みを行う。（専門性の向上）
- 9 契約制度のもと、法令を遵守し情報公開・改善推進およびサービス評価を図り危機管理能力の高い施設を目指す。そのため、OJT等を活用し職員の資質・能力の向上を図る。人事考課制度の活用および外部自主研修への参加。（資格取得奨励）
- 10 固定経費増を見越したコスト削減を図る。
- 11 地域貢献 地域の清掃作業 各種イベントへの音楽クラブの参加、若木祭開催
- 12 衛生委員会による職員の健康管理の実施

Ⅲ 事業計画

1 生活支援課

1) 共通

- イ) 入園者中心主義を踏まえた職員教育（園内外研修、障害者虐待防止法の遵守）の実施
- ロ) 職員間の情報共有を徹底健康でかつ安心安全な生活の提供（事故等発生の際は随時話し合いを行い改善・周知の徹底）
- ハ) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）に積極的に参加強度行動障害を有する方に対し支援計画シートを作成し個別的支援を実施
- ニ) 専門的知識習得のための研修参加および勉強会実施
- ホ) 感染症の早期対応・早期終息に向けた体制強化
- ヘ) 安全運転マニュアルの遂行
- ト) 短期入所事業の適切な運営（短期入所調整会議の継続）
- チ) サービス管理責任者の役割を強化し、エンパワーメントアプローチできる個別支援の実施（本館・東館に各1名配置）
- リ) 入園者の年齢・体力・特性に応じた療育・作業活動の充実を図る
- ヌ) コスト意識を踏まえた徹底した業務の効率化
- ル) 保護者との連携・促進（個別面談等）、情報発信（行事等）
- ヲ) 職務に対する説明責任
- ワ) 趣味・音楽・スポーツ等を活用した入園者の充実した生活支援
- カ) その他 各行事の実施（若木祭、夏祭り、クリスマス会、園内美化作業）地域交流・訪問演奏（ハンドベル・若木太鼓・アフリカンパーカッション）、週末支援事業(和太鼓)の継続 若木祭、地元消防団との夜間防災訓練 地域奉仕活動（清掃）の継続 実習生受入とボランティア開拓

2) 保健衛生

- イ) 保健衛生の充実および疾病の早期発見と予防、また、機能低下に伴う疾病やケガのリスクを考慮し予防に努める（摂食指導等）
- ロ) 嘱託医および協力医・専門医との連携医療・看護の充実
- ハ) 園内感染予防、別棟での隔離マニュアルの実施
- ニ) 緊急時の対応マニュアル実践
- ホ) 職員の医療・看護・介護の基礎知識や技能習得についての指導（定期で実施）
- ヘ) 医療品、保健備品の管理
- ト) 薬剤管理の徹底（事故防止の改善を随時検討・実施）
- チ) 産業医との連携を図り職員の心身の健康管理の充実に努める

3) 食事班

- イ) 個人に応じた食の提供（味見表の活用・食事形態の見直し）
- ロ) 入園者の嚥下状態を把握（看護師との連携強化）
- ハ) 医務・家庭との連携（治療食、生活習慣病予防、個別栄養管理）
- ニ) コスト管理、旬の食材を取り入れた食事内容・家庭的なメニューの充実
- ホ) 無駄のない食材の工夫と管理
- ヘ) 作業の効率化、支援スタッフ間との連携・協力
- ト) 衛生・安全管理の徹底。栄養マネジメントの継続
- チ) 感染対策時の迅速な対応体制

2 地域支援課

- 1) 生活介護事業(定員 20 名) の円滑な運営と整備、放課後等デイサービス(定員 10 名) の円滑な運営と利用者の拡大と整備
- 2) 個別支援の充実
 - イ) 個別課題の実現
 - ロ) 支援計画の達成
 - ハ) 個別支援会議の実施
- 3) 活動内容の充実
 - イ) 地域参加
 - ロ) 安定的な活動の提供と生産活動の拡大(生活介護)
 - ハ) 発達に応じた療育的側面を取り入れた活動の提供(放課後等デイサービス)
- 4) スタッフのスキルアップ
 - イ) 専門的知識習得のための研修参加および勉強会
 - ロ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割強化
 - ハ) 関連施設見学と交流
- 5) 虐待防止法の研修会の実施
- 6) 家族、関係市町、関連機関との連絡調整
 - イ) 生活支援課との連携
 - ロ) 相談支援の充実と強化
- 7) 危機管理の徹底(送迎、活動、服薬に係る事故防止)

3 相談支援の新設

- 1) 多様かつ高度化する相談に対応するための相談コーディネーターの配置

4 総務課

- 1) 財務諸表による経営把握および予算とコスト管理の徹底
- 2) 請求事務処理の二重チェックの継続
- 3) 利用者預り金の管理保全および利用料徴収の徹底継続
- 4) 経理規程の適切な運用
- 5) 関係文書等の整理・保管(東館階段下倉庫)
- 6) 夜間訓練の実施継続
- 7) リスクマネジメント(感染防止対策の徹底)
- 8) 施設・設備等の補修と保全管理
- 9) 安全運転研修の実施

青 葉 園

I 目 的

法人の基本理念のもと、利用者、家族、職員が信頼関係を築き、笑顔で幸せな生活を送れるように事業の推進に努めていく。ユニットケアを通し、家庭的な雰囲気のもと終の棲家として安心して生活をしていただけるような施設づくりを目指す。

また、グループホームは、地域資源として、関係機関と連携を図りながら利用者の地域生活と自立を支援していく。

II 事業方針

- 1 利用者、家族、職員間の信頼関係を深める
- 2 ノーマライゼーション、意思決定を追求し利用者の権利擁護に努める
- 3 法令遵守と危険予知対策に努める
- 4 笑顔、きもちのよい挨拶、目標をもつ、情報を共有してやりがいのある職場とする
- 5 安定した事業運営を行うために財務管理に努める
- 6 高齢障がい者施設としての施設機能のあり方を考えていく

III 事業計画

1 生活支援課

1) 生活介護・施設入所共通

- イ) 利用者の人権人格を尊重した支援に取り組み、信頼関係を深める
 - ロ) 本人の意思決定、ニーズを尊重した個別支援計画を作成し提供する
 - ハ) 家族との情報交換を密に行い信頼関係を深める
- ニ) チームワークを高めるために個々の役割に責任と自覚をもち、相手を思いやる
- ホ) 介護、行動障害等に対する技術と専門性を高める研修への参加
 - ヘ) 生活支援の基幹課として、各課との連携を中心となって進めていく
 - ト) 防犯、交通安全、誤薬、感染症等へのリスクマネジメントに努める
 - チ) 地域交流の実施（感謝祭）、地域行事への参加（夏祭り、美化作業等）

2 保健衛生班

- 1) 生活支援員と連携を図り、健康管理にあたる
- 2) 疾病の予防と早期発見、加齢に伴う疾病予防に努める
- 3) 園内感染予防対策の徹底（インフルエンザ、ノロウイルス等）
- 4) 個人医療、看護、介護知識の習得と技術の向上
- 5) 管理栄養士との連携による生活習慣病予防対策に努める

3 栄養課

- 1) 食事を通して健康増進、疾病予防に努める
- 2) 個人の身体状況、疾病に適した食事の提供
- 3) 衛生管理の徹底により安全な食事を提供する
- 4) 行事食を取り入れて季節感のある食事を提供する

- 5) 栄養マネジメントの充実
- 6) 他職種との連携を密にして利用者の栄養状態の把握をする
- 7) 調理技術のスキルアップを目指す

4 総務課

- 1) 個人情報保護の徹底
- 2) 接遇、接客技術の向上
- 3) 各課との連携を強め、スムーズな業務遂行を図る
- 4) 業務の見直しと効率化
- 5) 事業活動収支計算書による経営状態の把握と予算管理の徹底
- 6) 預り金の適切な管理と利用料徴収の確認
- 7) 光熱費その他コストの削減を徹底するために施設全体へ周知する
- 8) 防犯対策の実施
- 9) 防災意識の向上と実践的な訓練の継続
- 10) 設備のメンテナンスと維持管理
- 11) 衛生委員会の開催と働きやすい職場づくりに努める

5 地域支援課

- 1) 安全、安心できる生活環境を整える
- 2) 個別のニーズに合う個別支援計画の作成、提供およびモニタリングの実施
- 3) 家族との情報交換会及び交流会を実施して信頼関係を深める
- 4) グループホーム独自の余暇活動を強化する
- 5) 危機管理の強化（利用者の交通安全教室、防災訓練等）
- 6) 地域行事に参加し交流を深める（美化活動、夏祭り、文化祭、班長会等）
- 7) 各種委員会に参加して意識の統一をはかる
- 8) 研修会、勉強会へ参加して専門性を高める
- 9) 各関係機関と連携を図り、信頼関係の構築に努める

障害者就業・生活支援センター事業 もしもしネット

I 目 的

障害者の方が就職し、安定した職業生活を継続していく為には、就業面での支援とあわせて生活支援も重要である。昨今は精神障害者の就労意識や世間の関心が高まり登録や相談の増加、また発達障害者や手帳不所持者（グレーゾーン）に関するニーズが高まり、各ケースに関する問題は多様で複雑化しており、その対応は困難性を増している。在職中、あるいは就業を希望する障害者の安定した生活の為に、就業と生活の両面からの支援を提供していく。

II 事業方針

- 1 障害者の相談に応じ、就業及び生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う
- 2 佐賀障害者職業センター、事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんする
- 3 障害者の家庭等や職場を訪問し、生活上の相談に応じ就業及び日常・社会生活に必要な支援を行う
- 4 事業主に対して障害者雇用の促進や、就職後の雇用管理に係る助言・相談等を行う
- 5 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、関係機関との連絡会議を開催し、機関との連携を図る
- 6 自立支援協議会、ネットワーク連絡会、センター担当者会議の定例会等に出席、関係機関と連携を深める
- 7 就業中の障害者の職場定着のため、勉強会、交流会を開催し、ピアサポートを行う
- 8 余暇支援、職場定着のための相談の場として、スポーツ等のレクリエーションやの勉強会を開催する
- 9 新制度、法改正に対応し、多様化する障害特性に対し専門性を高めるため研修等に積極的に参加し、スキルアップに努める

II 事業計画

1 法改正・新制度に関する対応

- 1) 公共職業安定所や各関係機関と密に関係を作る
- 2) 事業所に障害理解を得られるような障害者雇用の提案をできるようにしていく
 - ※1 平成28年4月障害者雇用促進法一部改正「雇用の分野における障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務について」施行
 - ※2 平成30年4月精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わることによる雇用率の変動

2 登録者の就業支援

- 1) 新規登録者へのアセスメント等密に行い、関係構築に努める

- 2) 就労移行支援事業所やA型事業所への通所者に関して支援者への定期的なアセスメント等を実施し一般就労への促進を図る
- 3) 各々のケースに応じた職場等のマッチングを心がけ、登録者の安定した職業生活の為の支援を目指す
- 4) 増加する精神障害者や発達障害者、手帳を取得されていない方やその家族、普通学校からの進路相談等の多様化する就業支援ニーズに対し丁寧な対応に努める
- 5) 一般就労における定着支援の強化を図り、定着率の向上に努める

3 登録者の生活支援

- 1) 関係機関との連絡を密に図り、センター単独では解決困難な事例に関しては得意分野を生かし役割分担を明確にすることで、支援の隙間の無いよう気を配る
- 2) 増加する精神障害者の生活面において、受診同行や積極的な相談等、医療分野との連携を強化し対象者の理解やスムーズな支援に努める
- 3) 相談支援事業所や生活自立センター等積極的に連携を図り、生活面での支援において多様なニーズにも対応を図る
- 4) 特定疾患やがん疾患などの両立支援にも対応すべく職員の勉強会などを検討

4 職員の専門知識・質向上

- 1) 偏った考え方や支援を防ぎ職員の質の向上を目的として、随時のケース検討以外に月2回ミーティングの時間を設けケースの検討を実施
- 2) 佐賀障害者職業センターにて月1回の勉強会をセンター単独で依頼し、ケース検討のほか支援技法など職業リハビリテーション研修を実施し専門知識を高める
- 3) 支援情報の共有を都度行い、もしもネット全体でのチーム支援を目指す
- 4) 多様化する障害やニーズに備え、多方面への研修等に積極的に参加し専門知識・質の向上を図る

どんぐり村

I 目 的

今年度「三瀬ルベール牧場どんぐり村」は、開村より30年目を迎える。一方、法人若楠どんぐり村、は福祉事業所開設より13年目に入り、開設時16名であった利用者も今年度は60名（新規利用契約者含む）の大所帯となる。

平成18年度からの障害者自立支援法に伴う支援費制度の導入により、どんぐり村は「就労移行支援事業」（定員6名）と「就労継続支援事業B型」（定員34名）の2本柱で福祉事業を展開してきた。「就労移行支援事業」に関しては、この間25名程が一般企業及び就労継続支援事業A型へ「雇用」という形で就職を果たした。

しかし、近年の県内及び佐賀市内の就労系福祉事業所の増加に伴い、就労移行支援事業の利用者の確保が難しい状況となり、昨年度及び今年度は利用契約者0名となる。また、事業を継続した場合も職員の配置基準等の課題もある。

以上の点を考えると、「就労継続支援事業B型」にのみ特化した福祉事業の展開がどんぐり村には適していると思われる。よって、今年度より就労移行支援事業を廃止し、これに伴い就労継続支援事業B型の定員増（34名→40名）も同時に行い、就労訓練の充実をこれまで以上に図って行きたい。

どんぐり村の営業に関しては、今年度もお客様サービスを基軸に効率化を図る。数値目標を、年間入場者15万人、売上目標2億8千万円とする。

II 事業方針

1 施設（福祉）部門

1) 就労継続支援事業B型（定員40名：予定）

昨年度に引続き、個別支援計画に基づいた支援の強化を作業部署・チーム単位で綿密に対策を立て、課題解決を図っていく。また、作業部署の配置もお客様の動向に応じながら工夫を凝らし、利用者の力を十分に活かせる支援を行っていく。

尚、2年前より行ってきた利用者の高齢化対策としての「軽作業班」の活動は、ホテルを中心として販売・環境整備等の作業メニューをおり込みながら支援を行っていく。

今年度の重点施策

- イ) 個別支援計画に基づいた就労訓練の課題対策の強化
- ロ) 作業部署内での綿密な情報交換と会議
- ハ) 必要に応じたチーム支援の実施
- ニ) 利用者の高齢化対策としての「軽作業班」の活動充実
- ホ) 利用契約者の増員（1～2名）
- ヘ) 関係機関との連携（福祉行政、三瀬村、県授産協、ふくしネット等）

2 就労支援部門（営業部門）

- 1) どんぐり村の営業に関しては、入場者は昨年度が約12万人まで減少した。要因は複数考えられるが、今年度は2年前の入場者15万人、売上目標2億8千万円を目標数値とし、営業形態の見直しと経費削減・節減による効率化と花事業等の新規事業導入による推進化により、どんぐり村の「改善対

策」とし、利用者・職員・スタッフ一丸となって経営・運営回復に取り組んで行きたい。そして同時に利用者の工賃アップにもつなげて行きたい。

- <目標数値>
- ・来場者 15万人（昨年度：約12万人）
 - （※税込）
 - ・客単価 1,860円（昨年度：約1,950円）
 - ・総売上高 2億8千万円（昨年度：約2億3千7万円）
 - ・経費削減・節減対策 1千万円減

イ) 経費削減と節減対策（1千万円減）

- ①動物、8月までに4頭残し廃牛実施、飼料費の削減 約500万円
- ②ミルクプラントの乳購入費の節減 約400万円
- ③材料費・包材・電気代・燃料費等の節減 約100万円

ウ) 改善対策

①主な効率化対策

○動物

- ・牛の削減（乳搾り用4頭を残し、8月までに20頭の廃牛）

○ミルクプラント

- ・9月より乳の外部業者（九州生乳販連）からの仕入れ

○飲食

- ・レストランのメニュー変更等（お客様を待たせずにおいしく食べていただけるメニューの提供）
- ・外販売の定期化（どんぐり亭横）

○施設遊具

- ・ロードトレインの一周コースの廃止（危険防止対策、希望に応じた一周コースの提供）

○イベントの明確化と強化

- ・春の牧場祭、春・夏の高原祭、納涼祭、収穫祭、ワイン祭、感謝祭、新年イベント（もちつき）、冬のあったか祭等の実施
- ・三瀬高原音楽祭の開催：10月に3日間の開催
- ・宣伝・告知の強化：佐賀県内の他福岡県内（南西部地区）への教育関係機関へダイレクトメールでのご案内
- ・会員プランの充実：定期イベントのお知らせの他花の種まき体験等へのご案内

②具体的な対策

○乳製品全商品リニューアル

- ・ジャージー生乳からホルスタイン生乳への変更
- ・新製品開発 ①ノンホジナイズ牛乳 ②トリンクヨーグルト ③白プリン
④苺プリン ⑤レアチーズプリン ⑥カキョカバロ他3種チーズ

○花事業の推進

- ・佐賀市役所より3万ポットの花受注、春・秋2回の受注（佐賀市内）、園内の花植栽と体験・販売

○卸売事業の推進

- ・乳製品を中心とした卸売社の増（現在進行中）

○缶パン製品の販売推進

- ・売上目標：100万円

○どんぐり村ギフト（夏・冬）の販売増

- ・約1,600万円（平成28年度）→1,700万円（平成29年度）

3 総務部門

- 1) 職員の知識・能力・専門性の推進（内・外部研修への積極的参加、自己研鑽＜資格取得等＞）
- 2) 利用者の人権擁護への配慮（研修会の実施、保護者の会との連携）
- 3) 利用者・お客様への危険配慮と対策（ヒヤリハット等の活用）
- 4) 防災訓練の実施（年2回以上）
- 5) 職員の安全運転の遵守（研修会の実施：年1回）
- 6) 法人および業務委託先との連携と情報交換（会議等の活用）
- 7) 事業の適切な情報発信（保護者・関係者）
- 8) 法改正の適切な把握と対応
- 9) グループホーム設置に向けた準備と検討（利用者の意識調査と設置場所等の検討）
- 10) 清掃・設備等の確認マニュアル化とその実施・確認

4 庶務・会計

- 1) 適切な営繕と職員へのコスト意識の向上
- 2) 事業活動収支計画書による経営状態の把握と全体管理の徹底
- 3) 施設・就労事業会計の確実な事務処理
- 4) 労務管理の徹底

グリーンファーム山浦

I 目的

事業の安定化を図るために若楠の基本理念および、法令遵守を徹底し、今後の福祉の動向に迅速に対応できる体制と事業目的に沿った活動を通して地域福祉をリードする魅力ある事業所づくりに努める。

II 事業方針

- 1 若楠の基本理念に基づく、利用者の人権・人格を尊重した質の高いサービスの提供
- 2 危機管理（虐待防止・防災・作業配慮・感染症）の徹底
- 3 保護者との作業参観やレクリエーションを通じた親睦、信頼関係の構築
- 4 地域への情報発信、社会貢献活動の推進、地域奉仕活動の実施
- 5 職員の人材育成とメンタルヘルスキアの推進

III 事業計画

1 就労継続B型事業

利用者が主体となる作業内容を整え、生産活動に係る知識および能力の向上を目指し、利用者の工賃向上を図る。

- ・生産性を考慮した質の高い事業の推進
- ・顧客管理の推進
- ・職員のスキル向上、商品開発に向けた専門の研修・実習の積極的な導入
- ・新規利用者の積極的受入

1) 園芸

養卵部門の規模拡大を行い、高品質な商品を計画的に生産し、新規顧客の獲得を狙う。また、第一次産業の特色を生かし、利用者の意欲向上に繋がる作業提供を行う。さらに、どんぐり村との連携を強化し、あらゆる場面での協力体制を構築する。

2) 業務受託 清掃

清掃業務を通して地域社会との交流を深めるとともに、作業を明確化することで責任感・自主性を引き出す。

3) クリーニング

青葉園との連携の強化に努め、作業しやすい環境づくりに取り組む。

職員の知識・技術の向上を図り、質の高いクリーニングを目指して受注拡大に努め売上げ向上に繋げる。また、療育園と業務内容の変更にとまなう、体制の整備と安定した作業提供ができるように取り組む。

4) 食品加工

味噌加工の技術を確実なものとして意思統一を図るとともに、菓子、漬物製造を効率的に製造する。新商品の開発にも積極的に取り組み、移動販売車を利用した販売も、どんぐり村を中心に展開する。

5) 菌床椎茸

菌床の統一した管理システムの構築を行い、高品質で安定した出荷体制を整える。また、通年販売できるように2次加工品の量を確保し、高単価での販売を目指す。

2 就労移行支援事業

県就労支援室・障害者職業センター・ハローワーク・もしもしネットなどの関係機関との更なる連携強化と情報の共有化を図りながら、基本的労働習慣や職業能力の向上のための一般就労に向けた取組を行う。

- ・基礎訓練の充実
- ・企業訪問による雇用および実習先の開拓
- ・外部講師、外部施設を活用したスキルの向上
- ・定着支援の強化と、突発的な事案に対する迅速な対応
- ・就労アセスメントの内容の充実と積極的な受入

1) 清掃作業

公園清掃業務を通して、連絡・報告・相談の動作習得と利用者のスキル、意欲の向上を図り、求められる人材育成を行う。

3 庶務会計

- 1) 財務諸表による経営把握とコスト管理の徹底
- 2) 預り金の保管管理および利用料徴収の確認
- 3) 稼働率の把握
- 4) 危機管理能力の向上と、マニュアルの作成
- 5) 施設設備と車両の適切な維持管理
- 6) コスト管理の徹底と在庫状況の把握
- 7) 法人本部とのスムーズな業務連携
- 8) 給食の収支状況の把握と、自主生産品を多く取り入れた食事の提供

4 年間行事

- 1) ガーデニング教室 (5月、12月)
- 2) 体験教室 (7月～8月)
- 3) 利用者一日旅行 (9月～10月)
- 4) クラブ活動 (随時)
- 5) ほんげんぎょう (1月)
- 6) 梅まつり (2月)
- 7) 保護者作業参観日 (年1回)
- 8) 地域奉仕活動 (年2回)

